別紙

今後の町田市剪定枝資源化事業について

環境資源部

2026 年4月

目次

Ⅰ　背景と目的 - 3 -
Ⅱ　町田市剪定枝資源化事業の現状 - 4 -
　１　剪定枝資源化事業の経過 - 4 -
　　(1)経過概要 - 4 -
　　(2)市施設の搬入量(処理量)の推移と市内処理量に占める処理施設の状況 - 4 -
　２　市施設の概要 - 6 -
　３　市施設に搬入される剪定枝の排出元 - 6 -
　４　剪定枝たい肥搬出量(販売量)の状況 - 7 -
　５　行政コスト - 8 -
Ⅲ　町田市剪定枝資源化事業における町田市剪定枝資源化センター運営上の課題 ... - 9 -
Ⅳ　課題解決に向けた検討 - 9 -
　１　４つの視点 - 9 -
　２　剪定枝資源化事業モデルの比較 - 9 -
　　剪定枝資源化事業モデルの比較表 - 10 -
Ⅴ　検討結果 - 11 -
　１　４つの視点の整理 - 11 -
　２　事業モデルの比較と検討結果 - 11 -
Ⅵ　今後の剪定枝資源化事業について - 12 -
１　実施方針 - 12 -

Ⅰ　背景と目的

剪定枝資源化事業は、焼却処理される剪定枝をたい肥の原料に活用したいという農家の陳情をきっかけに、農業振興への寄与と、ごみ減量を目的として、剪定枝をチップ化し、配布する事業を1998年度に開始しました。農家の剪定枝チップの需要は高く、多量の剪定枝処理に対応する新たな施設を2008年度に整備し、発酵たい肥の生産と販売を行っています。

現施設である、町田市剪定枝資源化センター（以下、「市施設」という。）の稼働から18年が経過する中、たい肥の販売量及び剪定枝の搬入量とも減少しており、特に近年はその傾向が顕著です。

このような状況を踏まえ、2025年4月に庁内関係部署で構成する「剪定枝資源化事業検討委員会」を設置し、ごみの減量、資源化、環境負荷の低減、及び事業にかかる財政負担の軽減を目指し、剪定枝資源化事業の最適な形について検討を行いました。



図1　町田市剪定枝資源化センター等の位置図

Ⅱ　町田市剪定枝資源化事業の現状

1　剪定枝資源化事業の経過

(1)経過概要

1995年　　たい肥の確保と有機農業の推進を目的とした陳情書が提出される
1998年　　旧剪定枝資源化センター(下小山田町)開所
　　剪定枝処理手数料は10円/kg(既定15円/kg)に減免し、選別、持ち込みに誘導。剪定枝はチップ化し、無料配布
　　造園業者の協力により多量の剪定枝が持ち込まれる
2001年　　廃棄物処理施設能力超過のため受入れ量を制限
　　新施設の検討を開始
2008年　　町田市剪定枝資源化センター(小野路町)開所

(2)市施設の搬入量(処理量)の推移と市内処理量に占める処理施設の状況

2010年度以降、搬入量の減少傾向が続き、2022年度以降の搬入量減少は顕著で、処理能力(年間 3,000 トン)の半分以下となっています。

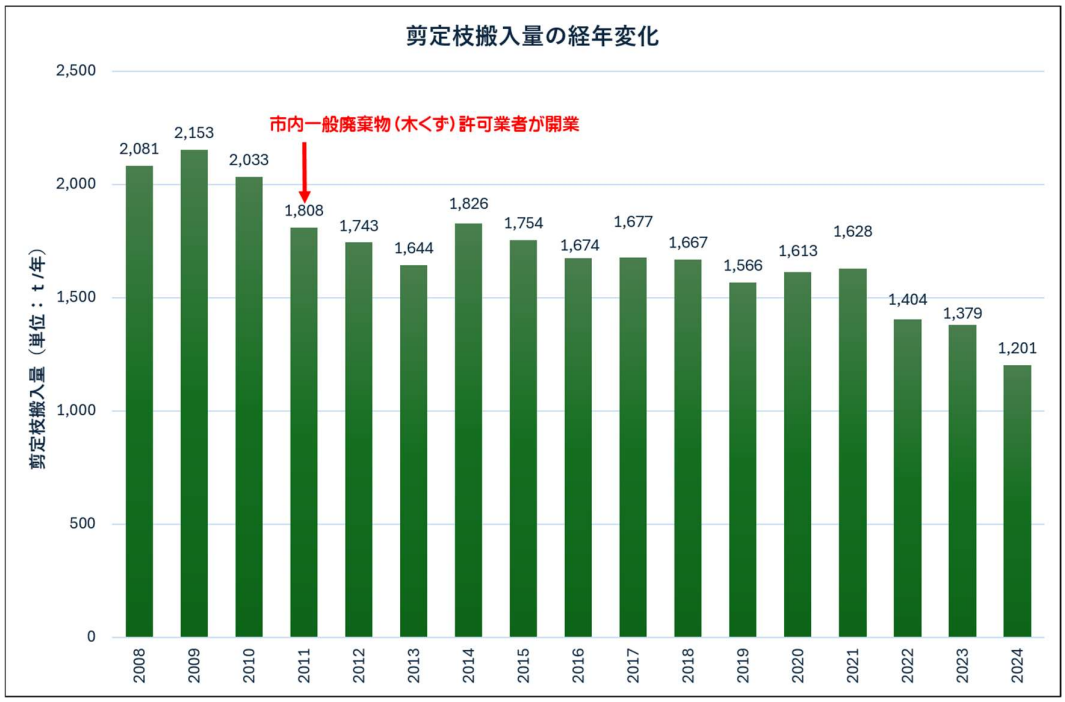


図2　町田市施設への剪定枝搬入量の推移

市施設は良質な「剪定枝たい肥」を生産する施設であるため、受け入れ樹種を制限しています。

2010年ごろから、多様な木質系リサイクル事業を行う民間事業者が、市内に施設を設置し、幅広い樹種の受入れを行っており、排出者の利便性が高い民間事業者の処理量が多くなっています。

市内施設の処理量のうち、2024年度は市施設への搬入割合は約6%まで減少しています。



図3　市内処理量及び市、民間施設で処理する割合

2 市施設の概要

剪定枝を原料に、剪定枝たい肥を生産、販売する施設で、建設から18年が経過しています。

所在地　　町田市小野路町3332番地
敷地面積　6,773 ㎡(借地権)
処理能力　3,000トン/年(2024年度処理実績:1,200トン)
剪定枝処理手数料　150円/10kg
たい肥販売価格　　市民:30円/10kg　・　農家:10円/10kg

3 市施設に搬入される剪定枝の排出元

(1)行政収集の搬入量が最も多く、4割弱を占めています。次いで、市の直営作業(公共)から発生するもので、約3割弱となっています。
(2)2024年度の減少は、市が管理する公園・緑地が指定管理者制度に移行したことによるものです。

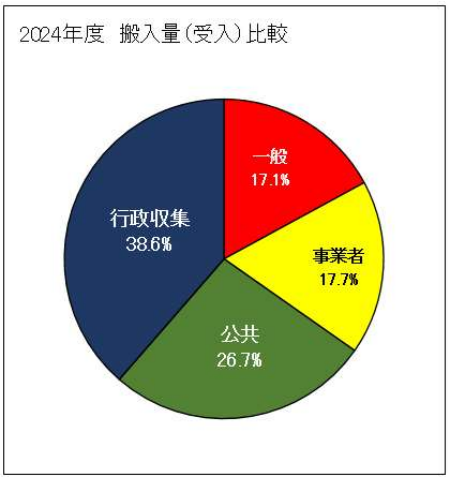


図4　剪定枝搬入量の割合(2024 年度実績)

※一般…市民等の持込
事業者…一般家庭の剪定作業請負事業者の持込
公共…市直営作業の持込(街路樹・公園・学校等)
行政収集…集積所に出された剪定枝の収集

4　剪定枝たい肥搬出量(販売量)の状況

(1)利用者ごとの販売割合は、農家が4割弱、一般来場者が1割強、残りの1割弱が公共施設(公園・学校など)となっています。

(2)農家への販売量は減少傾向です。

(3)販売されずに残った余剰在庫は、施設の運営管理受託者が買取りしています。生産量の約4割が余剰在庫となる状態が2018年度から続いています。

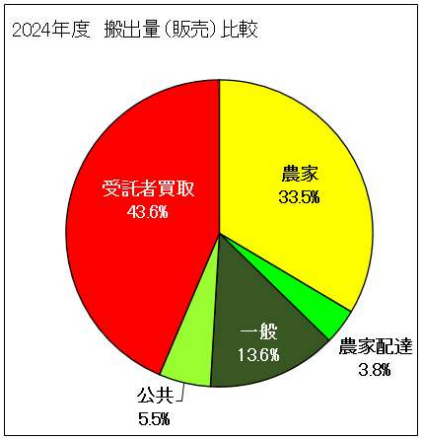


図5　剪定枝たい肥搬出量(2024 年度実績)

【農家利用の減少について】

市内農家数の減少と高齢化により、農家のたい肥原料のニーズが減少しているためと考えられます。剪定枝たい肥は栽培する植物にあわせた施肥を行う必要があり、使い分けができる便利さがある一方、追肥の手間があります。

なお、市施設は、完熟たい肥を作ることには対応していません。

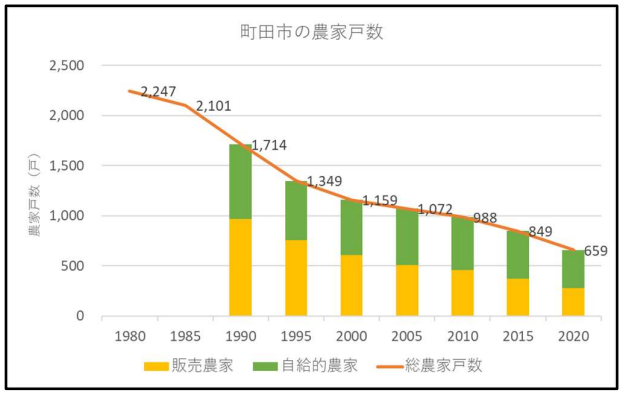


図6　市内農家戸数(出典:農業センサス)

5 行政コスト

(1)行政歳入

搬入量の減少に伴い、処理手数料、たい肥の販売額も減少しています。

処理手数料、販売額は、事業開始時から改定していません。

表1 歳入(単位:千円)

	剪定枝 処理手数料	たい肥 販売額 (店舗分含む)	合計
2018年度	8,431	5,532	13,963
2019年度	7,789	4,043	11,832
2020年度	7,459	4,711	12,170
2021年度	6,395	4,843	11,238
2022年度	6,714	3,450	10,164
2023年度	6,472	3,762	10,234
2024年度	6,253	3,318	9,571

(2)行政費用

運営にかかる費用は、用地賃借料や運営委託費などの固定費が、主な割合を占めており、施設の維持補修などの費用は、内容や規模に応じて変動します。

表2 運営にかかる費用(単位:千円)

	委託料 用地賃貸料 など	施設修繕料	合計
2018年度	102,582	11,519	114,101
2019年度	111,495	8,621	120,116
2020年度	110,031	5,616	115,647
2021年度	111,369	4,690	116,059
2022年度	110,660	16,609	127,269
2023年度	115,894	36,737	152,631
2024年度	115,200	28,050	143,250

表3 収支(単位:千円)

	収支
2018年度	▲ 100,138
2019年度	▲ 108,284
2020年度	▲ 103,477
2021年度	▲ 104,821
2022年度	▲ 117,105
2023年度	▲ 142,397
2024年度	▲ 133,679

Ⅲ　町田市剪定枝資源化事業における町田市剪定枝資源化センター運営上の課題

①　剪定枝の処理量減少

・処理量増加のため、たい肥に適さない樹種や大きさの剪定枝を受入れるには、新たな設備や工程が必要で、設備投資などの新たな費用が発生する。

②　たい肥搬出量（販売量）の減少

販売量を増やすには以下の対応が考えられるが、JA店舗、ホームセンター、通販などで容易に入手可能なため、効果が限定的である。

・たい肥の販売を市内に限定する規定を解除し、市外の需要を取り込む。
・完熟たい肥を生産する事業者に、たい肥原料として売払いを行う。
・剪定枝破砕後の生チップの販売など、販売できる商品を増やす。

③　たい肥生産にかかる財政負担が大きい

運営費用に見合った処理手数料や販売価格の見直しが必要であるが、剪定枝たい肥利用者の安価である利用理由がなくなるため、さらに販売量が減少する。

Ⅳ　課題解決に向けた検討

廃棄物の減量と剪定枝の資源化を持続可能で効果的なものとするため、4つの視点とともに3つの事業モデルを設定し、メリット・デメリットや実現可能性を多角的に比較し検討しました。

1　4つの視点

（1）行政関与の必要性
（2）設置目的との整合性
（3）利用状況の妥当性
（4）代替性の有無

2　剪定枝資源化事業モデルの比較

◆　事業モデル1：既存施設を改修し事業を継続（比較基準モデル）
◆　事業モデル2：破砕施設を改修して破砕処理のみ実施
◆　事業モデル3：市内民間事業者の施設で資源化

剪定枝資源化事業モデルの比較表

	事業モデル			1 【現状】	2	3 【民間活用】
①	事業規模・運営形態	事業概要		既存施設を改修 事業を継続	破砕施設を改修して 破砕処理のみ実施	市内民間事業者の施設で資源化
②	事業規模・運営形態	成果物		たい肥 （土壌改良材）	木質チップ	①土壌改良材 ②完熟たい肥 ③木質チップ ④バイオマス燃料 等
③	事業規模・運営形態	施設・設備		既存施設全体を改修 （老朽化対策を実施）	破砕関連施設の 建屋、設備のみ改修	民間施設を利用 （既存施設は解体、用地返還）
④	事業規模・運営形態	施設の運営形態		運営管理委託	運営管理委託	民間事業者
⑤	事業規模・運営形態	剪定枝持込先		市施設 （現状で民間施設への搬入も 行われている）	市施設 （現状で民間施設への搬入も 行われている）	民間施設
⑥	コスト比較	市が負担する 年間経費		施設運営費 143,250千円 （2024年度実績）	施設運営費 80,000千円 （他自治体同規模施設より類推） 発酵、熟成工程がないため 経費の低減が期待できる	公共持込み分 （道路、公園、学校、行政収集） 処理手数料 18,000千円
⑦	事業の視点	メリット		①剪定枝を安定処理できる ②剪定枝たい肥を提供できる	①剪定枝を安定処理できる ②木質チップを提供できる	市の施設運営にかかる経費を削減できる
⑧	事業の視点	デメリット		①年間経費が多額 ②たい肥（土壌改良材）のニーズが減少傾向 ③受入樹種・大きさに制限がある	①年間経費は多額 （但し、事業モデル1と比較して経費の低減は期待できる） ②たい肥（土壌改良材）の需要に応えられない ③受入樹種・大きさに制限がある	民間事業者の事業環境が悪化すると、撤退するリスクがある
⑨	事業見直しの影響	剪定枝たい肥利用	農家	影響無し （剪定枝たい肥を利用できる）	①たい肥原料（チップ）の入手ができる ②剪定枝たい肥（土壌改良材）の購入はできない	①市施設で生産するたい肥は購入できないが、育成する植物に適したたい肥等をホームセンター・ネット通販・JA店舗等で購入できる ②市施設から剪定枝たい肥の運搬サービスを受けられない
⑩	事業見直しの影響	剪定枝たい肥利用	市民 公共事業 （学校・公園等）			①市施設で生産するたい肥は購入できないが、育成する植物に適したたい肥等をホームセンター・ネット通販・JA店舗等で購入できる
⑪	事業見直しの影響	剪定枝持込処理	農家 市民 公共事業 （街路樹・公園・学校等）	影響なし （持込樹種・大きさに一定の制限あり）	影響なし （持込樹種・大きさに一定の制限あり）	持込可能な樹種が増え、混載が可能になり利便性が上がる
⑫	総合評価			×	△	○

Ⅴ 検討結果

1 4つの視点の整理

	視点	内容
（1）	行政関与の必要性	町田市全体の剪定枝の9割以上を民間事業者が処理しており、市が施設を運営して、剪定枝資源化事業を継続する必要性が低下している。
（2）	設置目的との整合性	①ごみの減量及びたい肥生産による農業振興という目的に貢献してきたが、市施設の剪定枝処理量の割合が低く、たい肥販売量も低調なため、設置目的の意義が低下している。 ②市施設は、受入れる樹種が限られ、搬出利用者の求める、幅広い樹種の受入れや完熟たい肥の提供に応えられないなど、市が提供できるサービスと市民のニーズに乖離が生じている。
（3）	利用状況の妥当性	市施設の処理量は、処理能力の4割程度まで減少し稼働率が低く、今後も処理量の増加など改善が見込めない。
（4）	代替性の有無	①たい肥は農協や店舗などで購入できる。 ②民間事業者が剪定枝処理量の9割以上を占め、さらに処理能力に余力があるため、市施設で処理している約1，200トンの代替処理が可能である。 ③民間事業者の受入れ料金は、市施設と同額のため、民間事業者に処理を代替した場合でも、排出者（市民）の負担は増えない。

2 事業モデルの比較と検討結果

4つの視点と事業モデルの比較において、農家・市民への影響として、以下の整理を行いました。

【検討結果】
農家・市民への影響に加え、剪定枝資源化事業の継続性や経済性などを検討した結果、町田市の事業として『事業モデル3（市内民間事業者の施設で資源化）』の採用が最適であると選定いたしました。

【農家・市民への影響】
剪定枝を直接持ち込み排出する場合、民間事業者の施設は、受入れる樹種が幅広く利便性が向上するメリットがある。一方で市施設がなくなると、市が生産した、たい肥を購入できないが、JA店舗、ホームセンター、通販などで、用途に合う製品を購入できるため、影響は少ない。

Ⅵ 今後の剪定枝資源化事業について

1 実施方針

町田市剪定枝資源化センターの運営を2028年3月末に終了し、町田市の剪定枝資源化事業は、市内民間事業者の処理施設での処理に移行します。